

利用調整基準表

令和8年4月利用調整分から適用

父・母		基本点(A1/A2)				基本加点(B2)									
保護者1・2	0	不在				世帯調整(D1)で加点									
	1	就労/就学	週 38H 以上	月 160H 以上	27	27	1日の就労時間	8H以上	7H以上	6H以上	4H未満	3H未満	就労証明書等に記載のある雇用契約等における就労内容で判断いたします。		
			週 33H 以上	月 140H 以上	25	25		1週/1か月の就労日数	週5日以上	週4.5日	週4日	週3日		週3日未満	
			週 28.5H 以上	月 120H 以上	22	22	勤務地		週20日以上	月18日以上	月16日以上	月15日以下		月11日以下	
			週 23.5H 以上	月 100H 以上	20	20		市内	所沢・狭山・飯能・日高・瑞穂・青梅	左記以外		未定			
			週 17H 以上	月 72H 以上	18	18	1・1	2・2	4・4	0・0					
			週 15H 以上	月 64H 以上	17	17	内職	17	17	就労中-2					
	2	妊娠出産			20	20	1日の就労時間	年収	180万円以上	130万円以上	60万以上	60万未満	無給		
					17	17		月収	150千円以上	10.8千円以上	50千円以上	50千円未満			
	3	障害・疾病 (育児の程度)			17	17	生活能力	収入による区分					-2・-2	-4・-4	-6・-6
			20	20	出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合14週間)の属する月の翌月から産後8週が経過した日の翌日の属する月末までが対象です。切迫流産・早産などは疾病等として扱いますので、診断書を提出してください。										
1の状態			30	30	1の状態	2の状態		3の状態	4の状態	5の状態	その他				
2の状態			25	25	10・10	7・7		3・3	1・1	0・0					
3の状態			20	20	提出された診断書における「育児の程度」で保育の必要性(基本点)を判断し、「生活能力」を加点項目とします。										
4	介護・看護	4の状態	15	15	「育児の程度」が5または6の状態は、常態的な保育の必要はないと判断します。										
		5または6の状態	×	×	子どもとの関係(同居の場合)		祖父母	父・母	兄弟姉妹	実態として別居していることが確認できる場合のみ					
		その他診断書			3・3	4・4	1・1								
		1の状態	28	28	提出された診断書における「生活能力」で介護等による保育の必要性(基本点)を判断します。										
		2の状態	23	23	「生活能力」が5の状態は、常態的な保育の必要はないと判断します。										
5	災害復旧			20	20	提出された診断書における「生活能力」で介護等による保育の必要性(基本点)を判断します。									
				10	10	提出された診断書における「生活能力」で介護等による保育の必要性(基本点)を判断します。									
6	求職活動			12	12	チェック区分 いずれか1つ	内定中・就労間もない		ハローワーク等	新聞・HP	利用後	その他			
				20	20		就労における加点のみ適用		3・3	1・1	0・0				
7	社会的擁護			20	20										
8	その他					実情に応じた									

世帯調整(D1)		合計
1	死亡・離婚・未婚によって、ひとり親家庭	50
2	みなしひとり親家庭	45
3	生保・ひとり親の自立支援	5
4	生計中心者の失業	15
5	生計中心者以外の失業	16
6	社会的擁護	15
7	産休・育休退園	20
8	兄弟の同時申込み(転園含む)	兄弟人数(2・3・4)
9	多胎児の新規同時申込み(多胎児の兄弟にも適用)	4
10	育休復帰を前提としない(不可希望)	-100
11	その他市長が認めた場合	

児童調整(E1)		合計
1	障害児	10
2	地域型卒園児	優先調整
3	その他市長が認めた場合	

世帯調整(D2)		合計
1	市内保育施設のフルタイム保育士として勤務	15
	保育施設で保育士として勤務(内定)	6
2	転入予定なし	-40
3	保育料の滞納(卒園児・以前の世帯も含む)	-50
4	住民税未申告(課税証明なし含む)	-30
5	その他市長が認めた場合	

児童調整(E2)		合計
1	育(産)休復帰	11
2	兄弟在園新規	6
3	兄弟在園転園(4月のみ)	8
4	市外⇒市内施設(4月のみ)	20
5	入園後に転園	-40
6	内定後に辞退	-20
7	結果後に辞退	-50
8	認可外週5日	12
9	認可外週4日	8
10	認可外週3日	6
11	わかば2歳児(4月のみ)	50
12	同施設内1号→2・3号	20
13	その他市長が認めた場合	

※滞納及び未申告に該当する場合は、他の調整区分は適用しない。

利用調整は次のとおり行うこととする。

- 1 利用調整指数の高い者を優先する
- 2 上記で判定できない場合は、基本点の合計(A)の高い者を優先する
- 3 上記で判定できない場合は、基本指数の区分において次のとおり優先する  
社会的擁護 > 災害 > 就労(自営以外) > 就学 > 就労(自営) > 疾病・障害 > 介護・看護 > 出産 > 求職
- 4 上記で判定できない場合は、基本指数(C)の合計の高い者を優先する
- 5 上記で判定できない場合は、該当年度における保育料階層の低い者を優先する

世帯調整(D1)

1	死亡・離婚・未婚によって、ひとり親家庭である場合。(ただし、実態としても同様の状態であること。) <b>【新設】</b>	50	
2	ひとり親家庭と同等の状況であって、調停等の法的手続きを開始している場合 <b>【新設】</b>	45	
3	生活保護世帯・ひとり親世帯であって職業訓練等によって自立支援につながる場合	5	
4	生計中心者の失業の場合(解雇等によって失業保険を受給している場合)	15	
5	生計中心者以外の失業の場合(会社都合による解雇、倒産等による失業) <b>【新設】</b>	5	
6	社会的擁護が必要と認められる場合	15	
7	産前産後休暇・育児休業の取得に伴い一時退園した後、産休・育児対象児を含み同時に申込み場合(市内の認可保育施設に限る)	20	
8	兄弟姉妹の同時申込みの場合	新規(転園を含む) 同時申込人数分	
9	多胎児(双子・三つ子など)の新規同時申込みの場合 (多胎児の兄弟姉妹にも適用)	4	
10	育児休業からの復職を前提としない場合	-100	D1合計
11	その他市長が認めた場合		

世帯調整(D2)

1	保育士資格を有する保護者が市内の保育施設(保育所・小規模保育施設・認定こども園(保育部分))で保育業務に月120時間以上従事している場合 <b>【新設】</b>	15	
2	保護者が保育施設等で保育業務に従事している場合(内定を含む・市内外問わず)	6	
3	市外在住者で転入予定がない場合	-40	
4	正当な理由がなく保育料に滞納がある場合(卒園した児童や以前の世帯分も含む)	-50	
5	正当な理由がなく住民税等を申告していない場合	-30	D2合計
6	その他市長が認めた場合		

※滞納及び未申告に該当する場合は、他の調整区分は適用しない。

児童調整(E1)

1	子どもが障害を有する場合(手帳等を有するが、保育士の加配等によって集団保育が可能である子ども) ※施設によって受入人数に上限あり。	10	
2	認可保育園(2歳児クラスまでの園)及び地域型保育事業に在籍する2歳児(翌年度4月の調整のみ適用) <b>【文言修正】</b>	優先調整	E1合計
3		その他市長が認めた場合	

児童調整(E2)

1	保護者が産休・育児休業からの復帰予定の場合	11	
2	新規申込児の入園希望月に兄弟姉妹が認可保育施設に在園している場合	6	
3	在園中の児童が兄弟姉妹の在籍する施設への転園を希望する場合(4月入所のみ適用) <b>【文言修正】</b>	8	
4	市外保育施設から市内保育施設への転園を希望する場合(4月入所のみ適用)	20	
5	入所した当該年度内に転園を希望している場合	-40	
6	当該年度に内定結果通知後、正当な理由無く利用辞退がある場合 (入所面接の辞退など)	-20	
7	当該年度に利用調整結果通知後、正当な理由無く利用辞退がある場合 (利用開始直前での辞退など)	-50	
8	認可外施設等(一時預かり事業、事業所内保育施設を含む)を週5日以上常時利用している場合(1か月以上の継続あり)	12	
9	認可外施設等(一時預かり事業、事業所内保育施設を含む)を週4日以上常時利用している場合(1か月以上の継続あり)	8	
10	認可外施設等(一時預かり事業、事業所内保育施設を含む)を週3日以上常時利用している場合(1か月以上の継続あり)	6	E2合計
11	その他市長が認めた場合		

利用調整は次のとおり行うこととする。

- 1 利用調整指数の高い者を優先する
- 2 上記で判定できない場合は、基本点の合計(A)の高い者を優先する
- 3 上記で判定できない場合は、基本指数の区分において次のとおり優先する  
社会的擁護 > 災害 > 就労(自営以外) > 就学 > 就労(自営) > 疾病・障害 > 介護・看護 > 出産 > 求職
- 4 上記で判定できない場合は、基本指数(C)の合計の高い者を優先する
- 5 上記で判定できない場合は、該当年度における保育料階層の低い者を優先する
- 6 上記で判定できない場合は、親族等における保育可能状況等で判断する
- 7 上記で判定できない場合は、保育料算定における課税額の少ない者を優先する
- 8 上記で判定できない場合は、利用調整会議において別途協議する